

## 建築物の概要書

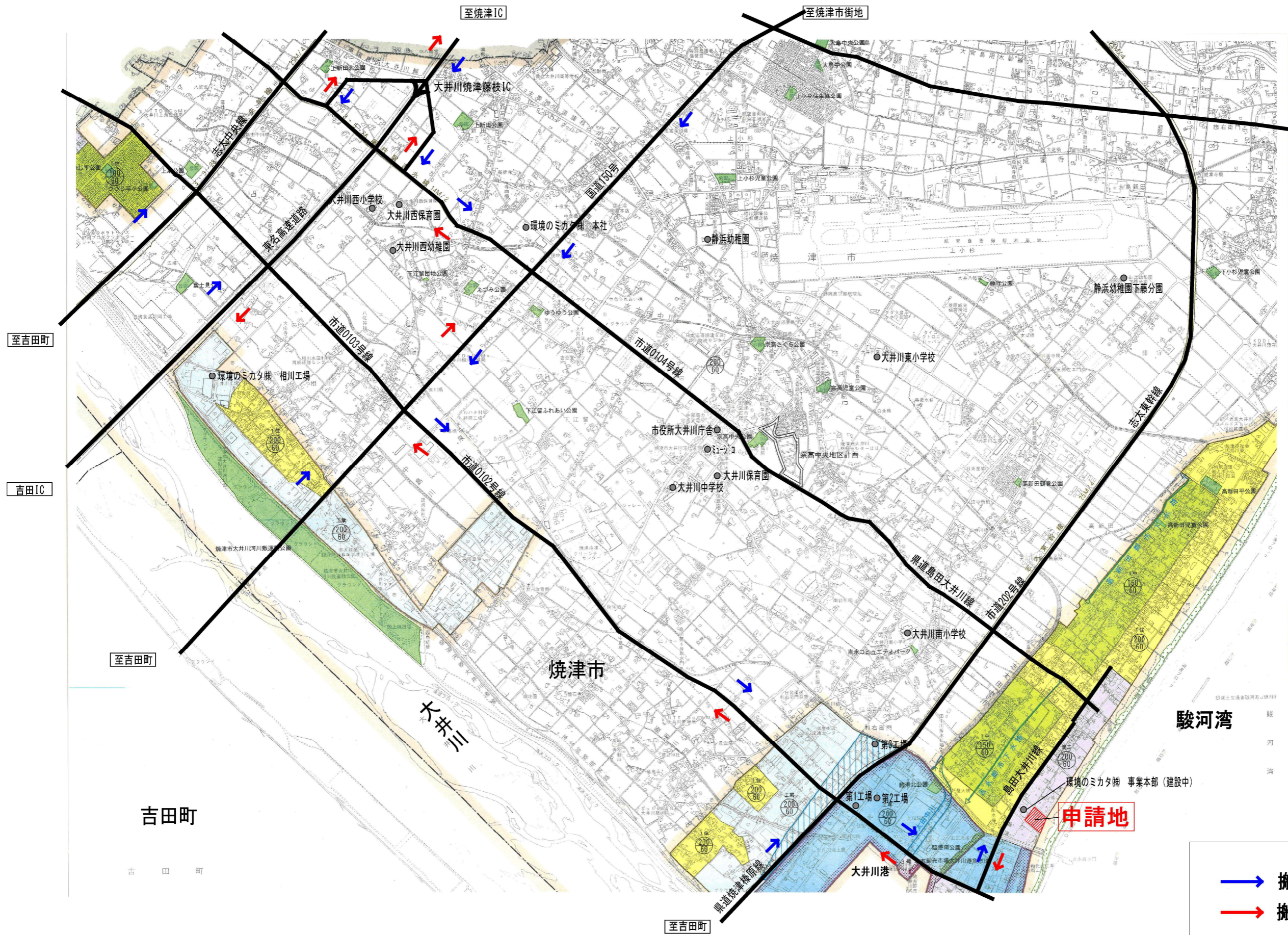
建築主住所氏名	環境のミカタ株式会社 代表取締役 渡辺 和良 静岡県焼津市上新田 1019 番地
敷地の位置	静岡県焼津市利右衛門字六軒屋 2623-1、-3、-17 (準工業地域)
敷地面積	7,819.79 m <sup>2</sup>
建築面積	4,188.00 m <sup>2</sup>
延べ面積	4,188.00 m <sup>2</sup>
構造	鉄骨造
用途	産業廃棄物処理施設
主な施設	産業廃棄物破碎施設
処理能力	廃プラスチック類 破碎 484.80t/日 木くず 破碎 621.60t/日 がれき類 破碎 612.00t/日
稼働時間	24 時間 (搬入出時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分)
適用	建築基準法第 51 条ただし書の規定による

## 理 由

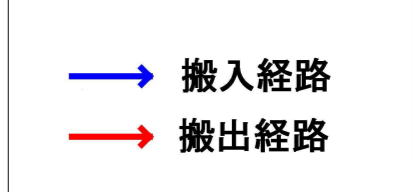
環境のミカタ株式会社は、申請敷地周辺の 2 つの工場において、建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可を取得し、産業廃棄物である廃プラスチック等の破碎処理を行うとともに、併せて廃プラスチック等の固形燃料を製造し、再資源化を行っている。

今回、増加する需要に応えるため、新たな産業廃棄物処理施設の建築（新規に破碎施設の設置）を計画している。

今回の計画により、破碎施設の産業廃棄物の最大処理量は、廃プラスチック類が 484.80 t/日、木くずが 621.60 t/日、がれき類が 612.00 t/日となる計画であり、建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 に定める処理能力（廃プラスチック類：5 t/日、木くず又はがれき類：5 t/日）を超えるため、建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可が必要となった。



凡例	
	行政界
	市街化調整区域
	特別業務地区
	特別工業地区
	高度利用地区
	準防火地域
	臨港地区
	都市計画道路
	都市計画河川
	都市下水路
	ポンプ場・処理場
	駐車場
	公園・緑地
	その他の都市施設
	地区計画区域
	土地地区面整理区域
	第一種市街地再開発区域
	伝統的建造物群保存地区
用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	敷地面積の最低限度指定区域
	165㎡



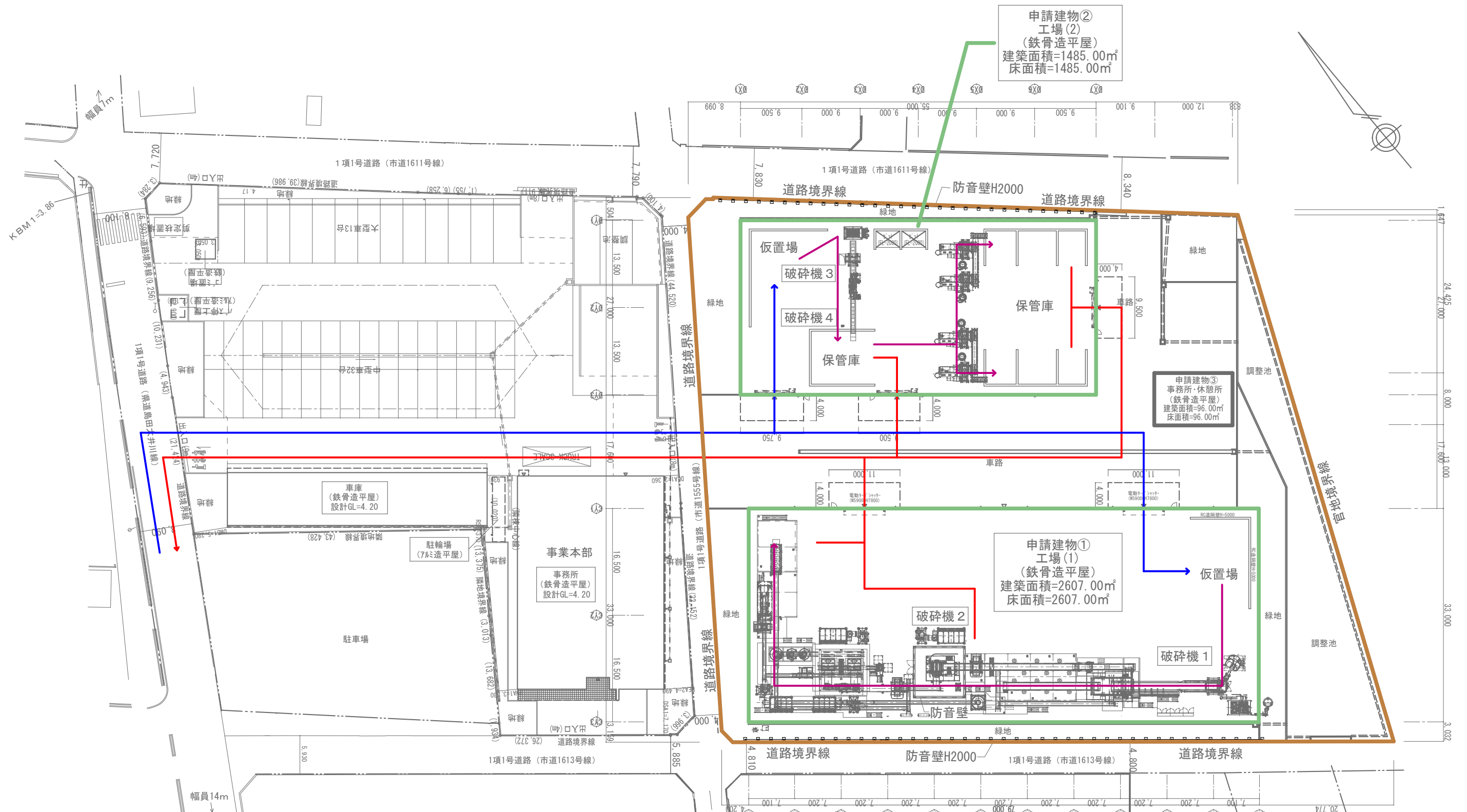
凡例

- 住宅
- 工場
- 事務所
- 店舗
- 倉庫
- センター・集会所
- 太陽光パネル
- 広場
- 環境のミカタ株式会社事業本部（建設中）

撮影方向



※申請地境界から100m以内に集落、病院、保育所、老人ホーム等これらに類する施設はありません。



許可対象物最大処理量一覧表

内容	種類	処理量 (t/日)
破碎	廃プラスチック類	484.80
	木くず	621.60
	がれき類	612.00

凡例

- ← 搬入経路
- ← 搬出経路
- ← 破碎・固形燃料化処理経路
- 申請敷地
- 申請建物